

○調査日現在、審査会の答申を受けて決定の準備中である事案のうち、審査会の答申を受けてから60日超を経過しているもの(資料10)

法人名	件名	受付年月日	経過日数	60日以内に決定ができなかった特段の事情	備考
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	本人の定額貯金の解約につき、組織的犯罪処罰法第54条第1項の疑わしい取引の届出をした郵便局等が分かる文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H20.3.3	88	人事異動により承継前の旧公社担当者に確認できず、資料作成に時間を要したため。	H20.6.20決定